

熊谷市立文化センター文化会館使用料

使用時間区分		施設名	午前	午後	夜間	午前・午後使用のとき		午後・夜間使用のとき		午前・午後・夜間使用のとき		
			9時～12時	13時～17時	17時30分～ 21時30分	9時～17時		13時～21時30分		9時～21時30分		
						準備+本番	本番+本番	準備+本番	本番+本番	準備+準備+本番	準備+本番+本番	本番+本番+本番
ホ ー ル	平日	準備・練習	5,600	9,100	11,200	18,600	21,000	25,100	29,000	30,700	34,600	37,000
		本番	8,000	13,000	16,000							
	土曜日 日曜日 祝日	準備・練習	7,000	11,900	14,700	24,000	27,000	32,900	38,000	39,900	45,000	48,000
		本番	10,000	17,000	21,000							
ホールを準備又は練習のために使用する時は規定料金の7割に相当する額												
楽屋	1		300	500	600	800		1,100		1,400		
楽屋	2		300	500	600	800		1,100		1,400		
シャワー室	1		200	300	400	500		700		900		
シャワー室	2		200	300	400	500		700		900		
第1練習室	(30人)		1,000	1,800	2,300	2,800		4,100		5,100		
第2練習室	(1壁面鏡/ダンスフロア)		1,000	1,800	2,300	2,800		4,100		5,100		
第3練習室	(15人)		600	1,100	1,400	1,700		2,500		3,100		

割 増 料 金	(1) 申請者・利用者が熊谷市・深谷市・寄居町・江南町民または大里郡市内に通勤・通学している方	割増なし(規定料金)
	(2) 入場料金を徴する(1)の方	使用料金合計×0.5
	(3) 入場料金を徴しない(1)以外の方	使用料金合計×0.5
	(4) 入場料金を徴する(1)以外の方	使用料金合計×1.0